

(あて先)

奈良市長

児童手当 認定請求書

認定番号	
提出年月日	住 記 番 号
令和 年 月 日	

請 求 者	①ふりがな 氏 名	② 生 年 月 日 年 月 日				③ 性別 男 ・ 女		
	⑤個人番号						④ 配偶者の有無 有 ・ 無	
	⑥ 住所 奈良市 電話 () 昼間連絡先 ()							
	⑦ 加入している公的年金制度の種別 ア 厚生年金保険 イ 国民年金 ウ その他 () ※以下の共済組合の組合員である場合は☑をしてください □私立学校教職員共済 □国家公務員共済 □地方公務員等共済			⑧ 1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年) □ 奈良市内 □ 奈良市外 () 市 ・ 区 ・ 町 ・ 村) 勤務先(請求者が公務員の場合のみ) 電話 ()				
	⑨ 支 払 希 望 金 融 機 関 (認定請求者名義)	□ 公金受取口座を利用する			預金種別		口 座 番 号	
		□ 振込口座を指定する 銀行 本店 農協 支店 信用金庫 出張所			普通・当座			
		金融機関コード			支店コード		口座名義(カナ)	
	配 偶 者 等	ふりがな	⑩ 配偶者生年月日 年 月 日			⑪ 配偶者の1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年) □ 奈良市内 □ 奈良市外 () 市 ・ 区 ・ 町 ・ 村)		
		⑩ 配偶者氏名						
		⑬ 配偶者個人番号						
⑭住所		* 住民票上別居の場合は住所を記入 同居 ・ 別居 電話 ()			⑮ 配偶者職業 * 1を選んだ場合のみ、勤務先を必ず記入 1 公務員 2 公務員以外 3 無職 【専業主婦(夫)】 電話 ()			
⑯ 児 童 の 兄 姉 等 ※	氏 名 (生 年 月 日)	続 柄	同居・ 別居の 別	監護相当 の有無	生計費 負担の 有無	海外留学をしてい る場合の出国年月	※児童の兄弟等… 18歳に達する日以後 の最初の3月31日か ら22歳に達する日以 後の最初の3月31日 までの間にある者	算定 対象
	氏 名 年 月 日 (才)		同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	有 ・ 無	年 月		
	氏 名 年 月 日 (才)		同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	有 ・ 無	年 月		
	【注意】「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。(ただし、児童の兄弟等(⑯)と児童(⑰)の合計人数が3人以上の場合に限る)							
	3 ⑰ 児 童 (18 歳 ま で の 間 に あ る 最 初 の 日)	氏 名 (生 年 月 日)	続 柄	同居・ 別居の 別	監護の有無	生計関係	住所(別居の場合) 海外留学をしている場合の出国年月	支給 対象 児童
氏 名 年 月 日 (才)			同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	同 一 ・ 維 持	年 月		
氏 名 年 月 日 (才)			同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	同 一 ・ 維 持	年 月		
氏 名 年 月 日 (才)			同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	同 一 ・ 維 持	年 月		
氏 名 年 月 日 (才)			同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	同 一 ・ 維 持	年 月		
氏 名 年 月 日 (才)			同 居 ・ 別 居	有 ・ 無	同 一 ・ 維 持	年 月		
窓口でのてん末をご記入ください。 窓口職員用チェック欄 当日 後日 不要 後日の場合の受領日 本人健康保険証 □ □ □ (. .) 通帳コピー □ □ □ (. .) 別居監護申立書 □ □ □ (. .) 大学生世代の監護相当確認書 □ □ □ (. .) 1月1日時点の住所の年度確認 □ 記入漏れ □								
※ 認 定 却 下		認定・却下年月日	支給開始年月	手当月額		区分	受付印	
		令和 年 月 日	令和 年 月	児童手当 千円		1 ・ 2 被用者・非被用者		

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は記入しないでください。
字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。

問い合わせ・相談履歴の有無	有 ・ 無
---------------	-------

注意

- 1 ⑦の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 2 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。⑭の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。
- 3 ⑯の欄は、⑩の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 4 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 5 ⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 6 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 7 ⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 9 ⑰の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
 - ケ ⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
 - サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類